



災害に備えて



防災士資格取得補助

○自主防災組織への期待

大きな災害発生時には、市の職員などがすぐに救助に駆けつけられるとは限りません。そこで、地域のみなさんが集まり、互いに協力して防災活動に取り組む自主防災組織の活動が期待されています。

○自主防災組織への新たな補助金

市では、これまで「幸手市自主防災組織補助金交付要綱」に基づき、組織の設立や資機材の購入、防災訓練の実施などに対し、補助を行ってきました。

今年度から、新たに下記の項目を補助対象事業に追加し、地域防災力の強化を推進していきます。

- ・ 防災士の資格を取得するための受講料（受験料、登録料、交通費は除く）

○防災士とは

防災士とは、家庭・職場・地域などのさまざまな場所で、下記のような活躍が期待される人のことです。

- ・ 災害時の、公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減
- ・ 災害発生後の被災者支援の活動
- ・ 平常時の防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練

地域防災計画の改定

○計画改定の必要性

東日本大震災の教訓などから、法令・計画などが改正されたことにより、新たに計画へ盛り込むべき課題や対策が生じていました。

○主な改定点

これらを受けて、第5次幸手市総合振興計画や埼玉県地域防災計画の見直しとの整合を図りながら、本市の全機能を有効に発揮し、被害を最小限に留める計画となるよう、主につぎの点について、幸手市地域防災計画の改定を行いました。

- ① 埼玉県地震被害想定調査の結果報告における想定地震の変更に伴う見直し
- ② 竜巻・雪害等の対策の追加
- ③ 災害対策基本法改正に伴う改定
- ④ 水防法改正に伴う改定

※防災士資格取得補助の申込み方法などの詳細については、防災安全課へお問い合わせください。

※地域防災計画の詳細については、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)で公開しています。

問合せ 防災安全課 ☎ (43) 1111 内線 582
FAX (43) 7656

人権それは愛

子どもの人権

日本の未来を守るために

人が人として生きる権利は、すべての人が持っています。それは、大人でも子どもでも、その重みは変わるものではありません。

しかし実際には、子どもが被害者となるいじめや虐待、性犯罪など痛ましい事件が後を絶ちません。

成長の過程にいる子どもにも、大人と同じように自由と権利があります。そして、子ども自身がそのことを自覚し、さまざまな体験を通じて、ほかの人の権利を尊重することを学んでいくのです。

その実現のために大人は、子どもが自分の権利に気付く機会を作り、また、ほかの人の権利を守る

ためにはどのようなルールが必要かという

ことを身に付けさせることが重要です。

子どもは、社会の未来を担う存在です。

子どもの人権を考えることは、大人の人権意識を考えることでもあります。

私たちは、子どもの権利について十分に理解し、日ごろから子どもの意見にも常に耳を傾けるなど、子どもの人権を尊重し、心身ともに健やかな成長を見守っていきましょう。



市役所で旅券(パスポート)の申請・交付を開始

7月1日(水)から、市民課パスポートコーナーでパスポートの申請・交付業務を開始します。
※7月以降の旅券の手続きは、原則、県パスポートセンター(大宮・春日部・熊谷など)ではなく、幸手市パスポートコーナーをご利用ください。ただし、6月30日(火)までに県パスポートセンターで申請した旅券の受取りは、7月以降であっても、幸手市パスポートセンターではなく、申請をした県パスポートセンターで交付を受けることになりますので、ご注意ください。

▼申請できる人

幸手市に住民登録がある人

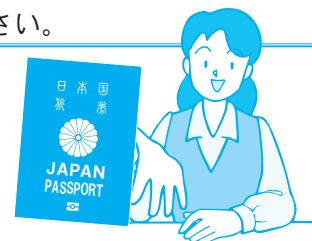
▼申請・交付場所

市役所本庁舎1階市民課パスポートコーナー

▼申請・交付受付時間

土曜・日曜、祝日、年末年始は申請・交付の受け付けは行いません。
※毎月最終日曜日(休日開庁実施日)は、受け付けます。

申請	月曜～金曜日	午前9時～午後4時30分
交付	月曜～金曜日	午前9時～午後4時30分
	毎月最終日曜日 (休日開庁実施日)	午前9時～11時30分



▼手数料

手数料は旅券を受け取る際に納入してください。
収入印紙および県収入証紙は、市役所会計課(市民課パスポートコーナー隣)でも販売しています(平日のみ)。

申請区分	手数料	内訳	
		収入印紙	県収入証紙
10年旅券	16,000円	14,000円	2,000円
5年旅券	11,000円	9,000円	2,000円
12歳未満	6,000円	4,000円	2,000円
記載事項変更旅券	6,000円	4,000円	2,000円
査証欄の増補	2,500円	2,000円	500円

▼必要書類

申請に必要な書類などは、旅券の申請案内、または、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)をご確認ください。
※申請案内および申請書は、市役所市民課、ウェルス幸手、コミュニティセンター、各公民館、アスカル幸手で配布します。

問合せ 市民課 内線 123・FAX (43) 6473

児童手当の現況届の提出を忘れずに

問合せ 子育て支援課
☎ (42) 8454・FAX (42) 2130

児童手当は、毎年6月に「児童手当」の受給資格の有無を決定するため、現況届を提出する必要があります。

対象者には6月中旬に必要な書類などを送付しますので、忘れずに提出してください。また、平成26年分の所得申告をしていない人は、必ず申告を済ませてから現況届を提出してください。現況届の提出、所得申告がない場合、資格があっても手当は差し止めとなりますのでご注意ください。

提出期限 6月30日(火)まで

子育て世帯臨時特例給付金

対象者には、6月中旬ごろ申請書を郵送しますので、忘れずに提出をお願いします。

※申請書は、児童手当現況届の様式と一体的になっています。

対象 つぎの①・②の要件を全て満たす人

- ①平成27年6月分児童手当受給者
- ②平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

※公務員の場合は、所属庁から児童手当の受給証明を受けた上で、申請してください。

支給額 対象児童1人につき3,000円(10月中旬ごろから支給開始を予定しています。)

申請期限 12月9日(水)まで(消印有効)

※申請方法などの詳細については、郵送された申請書、または、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)を参照してください。